

2013年度逗子海水浴場 運営方針・ルール

2013年（平成25年）4月

逗子市

目 次

	ページ
I 基本事項	・・・ 1
II 建築期間及び解体期間	・・・ 2
III 海水浴場開設期間	・・・ 3
IV 営業に関する注意事項及びルール	・・・ 4
V 逗子海岸営業協同組合の事務局体制と業務	・・・ 6
VI 課題	・・・ 8
VII 関係機関連絡先	・・・ 8
VIII 参考資料	・・・ 8

I 基本事項

1 目的 安全で快適な海水浴場とすることを目的に、逗子市、関係機関(事業者を除く)、関係団体及び市民との協議により、逗子海水浴場の運営方針・ルールを定める。

2 協議関係者

逗子市
神奈川県横須賀土木事務所
神奈川県鎌倉保健福祉事務所
神奈川県逗子警察署
地域住民代表者

3 海岸占用・海水浴場開設期間等

(1) 海水浴場開設期間

平成 25 年 6 月 28 日 (金) から 9 月 1 日 (日) まで 66 日間

(2) 占用期間 平成 25 年 6 月 3 日 (月) から 9 月 17 日 (火) まで

(3) 建築期間 平成 25 年 6 月 3 日 (月) から 6 月 27 日 (木) まで

(4) 解体期間 平成 25 年 9 月 2 日 (月) から 9 月 17 日 (火) まで

建築期間及び解体期間中に、全ての工事を終了すること。

(5) 海岸でのイベント

①ビーチクラブ	平成 25 年 7 月 6 日 (土)
	平成 25 年 8 月 3 日 (土)
②海の日イベント	平成 25 年 7 月 15 日 (月・祝)
③マリンフェスティバル	平成 25 年 8 月 10 日 (土)
④逗子海岸一斉清掃	平成 25 年 7 月 7 日 (日)
	平成 25 年 8 月 4 日 (日)
	平成 25 年 9 月 1 日 (日)
⑤精霊送り	平成 25 年 8 月 16 日 (金)
⑥湘南オープンウォータースイミング	平成 25 年 8 月 24 日 (土)、25 日 (日)

4 市からの指導・勧告

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例に基づき、ルールに違反する事案があった場合には、市が調査し、事業者へ直接指導・勧告を行う。また、違反した海の家をホームページ上で公表する。

なお、海岸組合は、市からの通知により、当該海の家に対し警告書を発行するとともに、警告が重なった場合には、次の処分を行う。

- ・警告書を 2 回受けた場合は、3 日間の営業停止
- ・更に警告書を受けた場合は、組合を除名処分

II 建築期間及び解体期間

- 1 建築期間 平成 25 年 6 月 3 日 (月) から 6 月 27 日 (木) まで
解体期間 平成 25 年 9 月 2 日 (月) から 9 月 17 日 (火) まで
海岸への車両乗り入れ時間 8 時から 19 時
- 2 注意事項
- ①必ず建築期間内及び解体期間内に工事を終了すること。期間外の工事車両の進入はできない。
 - ②海岸へ車を乗り入れる際には、国道 134 号地下通路を使用し、海岸管理者（神奈川県横須賀土木事務所）の許可番号を記載した組合発行の海の家関係許可車両証（下記参照）を車両に表示すること。カードがない車両は進入できない。
 - ③海岸へ乗り入れできる車は、海の家工事関係車両のみとする。工事関係車両は工事現場に駐車し、必要最低限の台数とすること。
 - ④一般車両の進入防止のため、出入りの際に必ず車止めを戻すことを徹底すること。
 - ⑤国道 134 号地下通路付近には、海岸利用者の通行の妨げとなるため絶対に駐車しないこと。
 - ⑥海岸入口では一時停止し安全確認すること。海岸に車を乗り入れる際は、周囲の安全確保、誘導を行い、十分周囲に注意し徐行して安全運転に努めること。海の家関係者同士で積極的に声掛けを行い、事故防止に努めること。
 - ⑦国道 134 号より資材の搬入搬出を行う際には、警察による道路の許可を取るとともに許可時間内に作業を行い、渋滞等のトラブルを発生させないようにすること。
 - ⑧砂浜で廃材等を埋めたり燃やしたり絶対にしないこと。また、海岸のごみ箱へ絶対に捨てないこと。
 - ⑨釘、バンセン等放置すると危険なものは注意して回収し、砂浜には残さないこと。砂中に隠れているねじや釘は磁石等で回収すること。
 - ⑩重機により作業する場合は、エリアをロープやカラーコーン等で区切り、誘導員を付けて海岸利用者が危険を感じる事のないようにすること。
 - ⑪砂の中に埋設した物（杭や浸透ます等）は掘り起こしてすべて撤去すること。
 - ⑫建築・解体工事期間中は、建築資材・廃材を占有区域外には置かないこと。やむを得ず占有区域外に置かざるを得ない場合には、他の海岸利用者の通行等の妨げにならないよう、必要最低限にとどめること。

平成 年 月 日付 神奈川県横須賀土木事務所許可済 神奈川県指令須土第 号			
平成 年度			
海の家関係許可車両証			
屋号	○	○	○
連絡先	○○○	-	○○○
乗入可能時間	6月	日~6月	日 8時~19時
	6月	日~8月	日 5時~8時30分、17時30分~21時
	9月	日~9月	日 8時~19時
平成	年	月	日
逗子海岸営業協同組合 印		046-871-3850	

Ⅲ 海水浴場開設期間

1 海水浴場開設期間

平成 25 年 6 月 28 日 (金) から 9 月 1 日 (日) まで 66 日間
開設時間は 9 時から 17 時まで

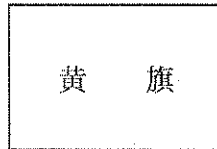
2 海水浴客の安全・事故防止について

- ・海水浴場での事故を防ぐため、次のことを行う。

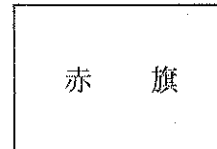
①開設時間中、海岸東・中央・西の 3 ヲ所に次のいずれかの標旗を掲げる。



(遊泳可)



(遊泳注意)



(遊泳禁止)

②遊泳区域をロープ、ブイで区画し、海岸には注意看板を設置する。遊泳区域内へのボート(ゴム製を除く)、ウインドサーフィン、サーフィン、ヨット、モーターボート、水上オートバイ、バナナボート等の乗り入れと、遊泳区域内でのゴムボートのオール使用は禁止する。また、これに類した行為(遊泳区域区画ロープへの係留等)も危険防止のため禁止する(県海水浴場等に関する条例第 5 条)。なお、救難活動用の水上オートバイについては除外する。

③監視船による海水浴場の監視活動は水上オートバイで行うため、監視所前に幅約 7 メートルの監視船専用通路を設置する。

④地震、津波対策の避難案内ポスターを作成し、各海の家に配布する。

⑤開設時間中、海水浴場区域内には安全衛生と危険防止のため、犬の持ち込みを禁止する(盲導犬、聴導犬、介助犬等補助犬を除く)。

⑥海水浴客に対し、次の放送を適宜行う。

- ・海水浴客への注意事項
- ・ビーチクリーンタイムの実施(海岸組合が実施)
- ・迷子の呼出し
- ・その他必要がある場合

3 海水浴場マナーアップ警備について

海の家から出る音量の測定、営業時間等のルール遵守、たばこの注意等をするため、市が警備会社に委託してマナーアップ警備を実施する。

警備期間：6 月 29 日 (土) から 9 月 1 日 (日)

警備時間：原則 12 時から 21 時

IV 海の家営業に関する注意事項及びルール

全ての事項について、逗子海岸営業協同組合員は必ず理解し、従業員にも周知徹底させること。ファミリー客に配慮するよう努めること。

1 営業に関する注意事項及びルール

(1) 営業時間について

ライブ演奏	20時15分まで
BGM	20時15分まで
ラストオーダー	20時00分
閉店時間	20時30分

(2) 営業中の音楽について（出店基準 11、12）

営業中に音楽を流す場合は、近隣の住民に迷惑をかけたり、他の店舗の営業妨害になったりするような音は出さないこと。苦情があった場合は速やかに対処するとともに、苦情者への対応も行うこと。

スピーカーは店舗内に設置し、外部に音が漏れないようにすること。

(3) ライブ等の演奏等による営業について

①ライブ等の演奏等を行う店舗は、平面図及び立面図を事前に海岸組合へ提出し、審査を受けるものとする。更に店舗が完成した際には市が仕上がりを検査し、違反している場合は営業させないものとする。

②店舗は、騒音対策を施し、外部に大きな音が漏れない構造とすること。また、各店舗において「音量計測器」を導入して音量をチェックし、大きな音が出ないように心掛けること。改善が見られない場合には、営業停止とする。

③店舗は、イベント開催の1週間前までに「公演申請書及び誓約書」を海岸組合遊技場部会を通じて市に提出し、審査を受けるものとする。

④店舗は近隣の住民に対して演奏の予定と連絡先を明記した文書を配布し、営業の周知と理解を求めること。

⑤ライブ等の演奏等による営業は、苦情発生時の対応が難しい音量の調節が難しい楽器（ドラム、太鼓等の打楽器、トランペット、サクソ等の管楽器等）や苦情が発生しやすい音楽（トランス等）の使用をできるだけ避けるものとする。

⑥その他、逗子海岸営業協同組合遊技場部会規則を遵守すること。

(4) 水上オートバイの乗り入れについて

海水浴場区域内（海上陸上を含む。）には、終日、水上オートバイを乗り入れることを禁止する。なお、救難活動用の水上オートバイについては除外する。

(5) 風紀について

- ・従業員は、来場者に威圧感を与える刺青、タトゥー等の露出はしないこと。
- ・店舗内での未成年者の飲酒・喫煙は行わせないよう徹底すること。また、販売する際、未成年者と思われる客に対しては、必ず年齢確認を行うこと。
- ・店舗内及び店舗周辺での違法薬物の使用について、徹底した防止に努めること。
- ・店舗内でのアルコール類の提供にあたり、泥酔者を発生させないよう努めること。
- ・店舗内において、大声で騒ぐ、威嚇、若しくは喧嘩等のトラブル等の発生を未然に

防止するよう努めること。

- ・店舗側において対応が困難な場合は、速やかに警察に通報すること。

(6) 逗子 海・浜のルールブックについて

従業員にも逗子海・浜のルールブックを遵守した営業を徹底させること。

(7) 客の待ち受け禁止について

サマーベッド、ビーチパラソル等での客待ちの事前展開をしないこと。

(8) 海岸の美化について

- ・出店者は、自身の海の家の前から波打ち際までの砂浜を毎日清掃すること。

- ・海の日から9月1日までの毎日16時から10分間ビーチクリーンタイムを実施し、海水浴客へ海岸美化の協力依頼をすること。また、組合員及び従業員も積極的に参加すること。

- ・海岸に設置した「ごみ箱」へは、海の家から出た事業系のごみを絶対に入れないこと。建設・解体時も同様とする。

(9) その他

- ・飲み物を提供する際は、ビン、ガラス製の器での提供は控えること。

- ・家族が安心して楽しめる安全なファミリービーチを実現するために自主パトロールを行うこと。

2 海水浴場開設期間中の車の乗り入れルール及び砂浜への駐車禁止

(1) 海岸へ車を乗り入れる際には、海岸管理者（神奈川県横須賀土木事務所）の許可番号を記載した組合発行の海の家関係許可車両証を車両に表示すること。カードがない車両は進入できない。

(2) 海水浴場開設期間中の車両が乗り入れできる時間は、次のとおりとする。なお、夜間の駐車はできない。

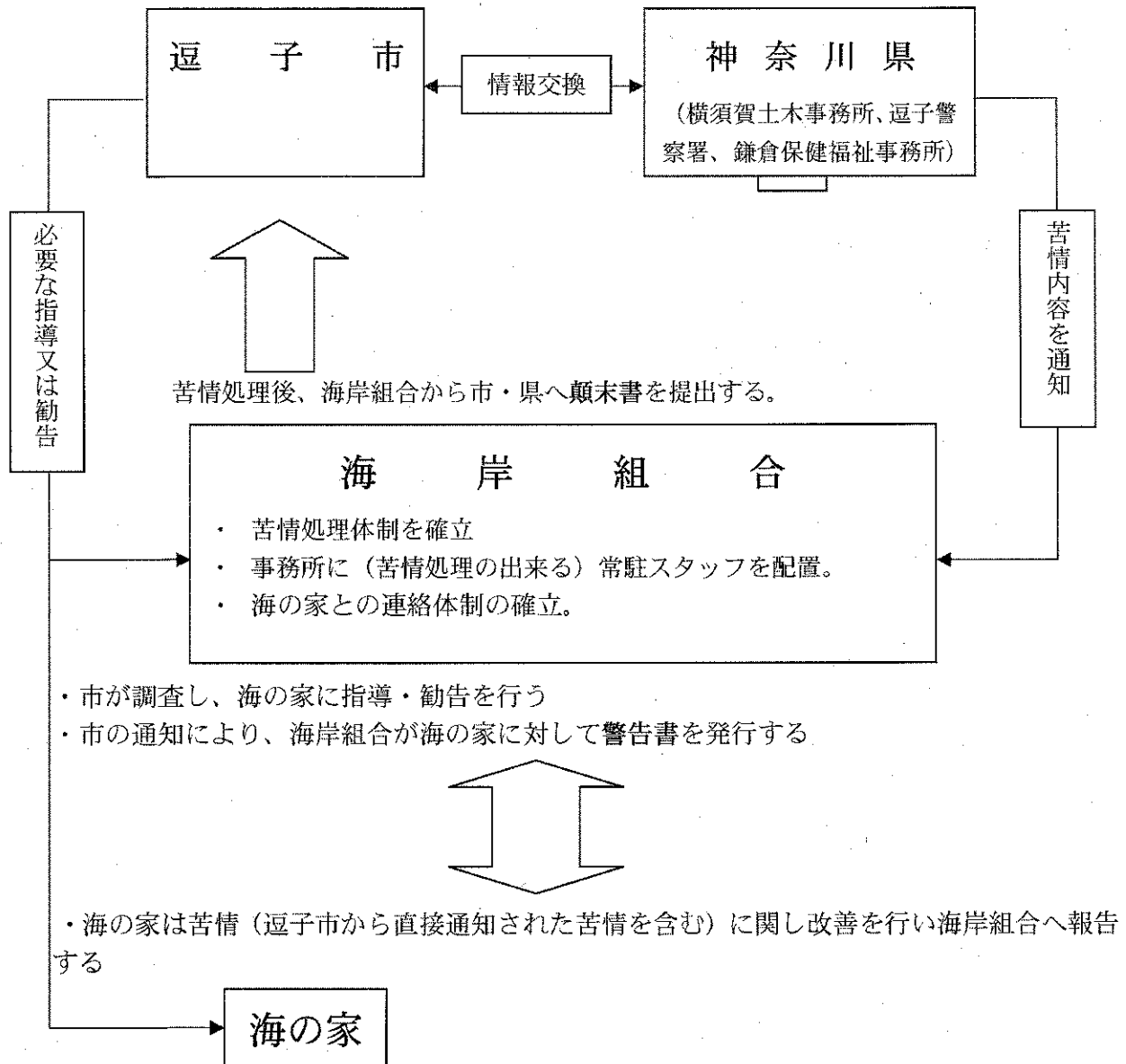
海岸への車両乗り入れ時間 5時から8時30分 及び 17時30分から21時
(駐車時間は30分以内とし、速やかに退出すること。)

(3) 全ての従業員にルールが徹底されるよう、営業時間や海岸への車の乗り入れ方法など、必要事項を記載したものを、店内の目に付く場所に掲示すること。

V 逗子海岸営業協同組合の事務局体制と業務

1 苦情が出た際の対応フローチャート

海岸組合にて苦情処理の体制を作り、組合員による苦情は組合で解決していく。



2 苦情処理体制の確立

- ① 苦情処理をする責任者を明確化する。
- ② 組合事務所当番表を作成し、迅速な苦情処理ができる体制をとる。
- ③ 警察及び行政機関等を通じての苦情については、その顛末を必ず文書 (顛末書) で報告する。

3 違反行為に対する対応

組合は、組合員の違反行為があった場合、違反行為について調査したうえで警告をして、事態の改善を図る。

4 海岸出入通路の管理

(1) 海水浴場開設期間中

①組合が、海岸出入通路のカギの管理を行う。

開錠時間：5時から8時30分 及び 17時30分から21時

②一般車両の進入防止のため、搬入業者にも出入りの際に必ず車止めを戻すことを徹底させること。

(2) 海の家建築・解体期間中

開錠時間：8時から19時

①土・日・祝日は海岸利用者が多い事が予想されるので警備員を配置するなどの措置を取り、砂浜への車の乗り入れ等について組合が管理する。

②一般車両の進入防止のため、工事業者にも出入りの際に必ず車止めを戻すことを徹底させること。

5 ビーチクリーンタイム実施

海の日から9月1日までの16時から10分間に実施する。監視所の放送施設を使用して海水浴客へ呼びかけを行う。

- ・組合事務所でごみと景品を交換する。
- ・景品は海岸組合で準備する。
- ・砂浜だけでなく海中のごみも対象として実施し、組合員が積極的に参加すること。

6 完了検査

組合による撤去完了検査を9月18日(水)までに実施する。この後、海岸管理者が組合立会いのもと完了検査を実施する。

7 来場者帰路時のマナーアップパトロール

組合は、来場者の帰路時の対策及び逗子海岸付近の治安向上のため、海岸中央通り、屋敷通り、田越川沿い等の周辺道路において、パトロールをしながら清掃活動を行う。

実施時間：20時頃から22時頃まで

実施予定道路：下図のとおり



VI 課題

①駐輪対策

東、中央、西の砂浜3か所に、コンパネ等を敷いて臨時駐輪場を設置することを検討
(国道134号地下通路の避難口を確保するため。盗難対策を考慮する必要あり。)

②海水浴客による、大量の酒類持込みによる酔っ払いやごみの対策

近隣の酒類小売店及び商店街による清掃活動やパトロールを要請することを検討

VII 関係機関連絡先

逗子市市民協働部経済観光課	046-873-1111
神奈川県横須賀土木事務所許認可指導課	046-853-8800
神奈川県鎌倉保健福祉事務所	0467-24-3900
神奈川県逗子警察署	046-871-0110
横須賀海上保安部	046-862-0118
逗子市消防署	046-871-0119
逗子海岸営業協同組合	046-871-3850

VIII 参考資料

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例

逗子海岸営業協同組合定款

逗子海岸営業協同組合同規約

逗子海岸営業協同組合遊技場部会規則

逗子海水浴場出店基準

出店届兼誓約書

出店調書

警告書

顛末書

○安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例

平成20年6月24日

逗子市条例第12号

改正 平成22年6月15日条例第9号

改正 平成24年7月5日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、海岸区域に近接して住宅が密集する逗子海岸の地域的な特性にかんがみ、逗子海水浴場開設期間中の逗子海岸の利用に関して事業者、利用者及び市の責務を明らかにすることにより、安全で快適な逗子海水浴場の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 逗子海水浴場 市が神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号）第9条第1項の規定による許可を受けて逗子市新宿1丁目2256番18地先から5丁目1880番9地先に至る区域の海岸（この条例において「逗子海岸」という。）に設置する海水浴場をいう。
- (2) 事業者 逗子海水浴場開設期間中の逗子海岸において海の家等の経営その他の事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 利用者 逗子海水浴場開設期間中の逗子海岸を利用する団体又は個人であって、事業者以外の者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、安全で快適な逗子海水浴場の確保のため、関係機関及び関係団体との協力体制の確立、逗子海岸の利用及び逗子海水浴場の運営に関して定めたルール（以下「ルール」という。）の周知徹底並びに事業者に対する意識の啓発に努め、逗子海水浴場を良好な状態において管理し、設置目的に応じた運営をしなければならない。

2 市は、ルールの策定及び改訂に当たっては、事業者を除く関係機関、関係団体及び市民との協議の場を設け、その意見を尊重し、ルールに反映することに努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、安全で快適な逗子海水浴場の確保及び近隣住民の生活環境の保全のため、逗子海水浴場開設期間中の逗子海岸において、ルールを遵守するとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、他の利用者の妨げとならないよう配慮して逗子海岸を利用するとともに、逗子海岸の美化その他の良好な環境の保全に努め、ルールを遵守しなければならない。

(指導及び勧告)

第6条 市長は、第4条の規定に違反した事業者について、必要な指導又は勧告をしなければならない。

2 市長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、是正のための必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、第5条の規定に違反した利用者について、必要な指導をすることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、海水浴場開設期間、海の家営業時間等必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年6月15日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年7月5日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

定 款	規 約
逗子海岸営業協同組合定款	逗子海岸営業協同組合規約
第1章 総則	
(目 的)	
第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。	
(名 称)	
第2条 本組合は、逗子海岸営業協同組合と称する。	
(地 区)	
第3条 本組合の地区は、神奈川県逗子市新宿の区域とする。	
(事務所の所在地)	
第4条 本組合は、事務所を神奈川県逗子市に置く。	
(公告の方法)	
第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、神奈川新聞に掲載してする。ただし、解散に伴う債権者に対する公告は、官報に掲載してする。	
(規 約)	
第6条 この定款で定めるものの他、必要な事項は、規約で定める。	第1条 定款第6条の規定による当組合の規約を次のとおり定める。
第2章 事業	
(事 業)	
第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。	第2条 組合員は和衷協同の精神により相互福祉増進を図る。
(1) 販売、購買、保管、運送その他組合員の事業に関する共同施設	第3条 組合員が、定款第3条に規定する区域内で営業する区画は、組合が定めた区画とする。
(2) 組合員に対する事業資金の貸付及び組合員の為にするその借入れ	
(3) 組合員の経済的地位の向上の為にする団体協約の締結	
(4) 組合員及び組合の事業に関する教育及び情報の提供に関する施設	
(5) 組合員の福利厚生に関する事業	
(6) 前各号の事業に附帯する事業	
第3章 組合員	
(組合員の資格)	
第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。	第4条 組合員にして、多種目営業をするときは、事前に理事会の承認を得ることとする。ただし営業種目ごとに許可手数料を納入すること。
(1) 海水浴場に必要の事業を営む者であること	第5条 定款第8条による組合員に準ずる会社経営の施設内においては、自己の会社関係者以外の客並びに物品の取扱い販売をしてはならない。
(2) 組合の地区内に事業場又は店舗を有し、且つ法規による許認可を受けた者	第6条 定款第9条の組合員加入は、保証人2名を必要とし、内1名は逗子市在住の組合員とする。
(加 入)	2 定款第10条による一般の加入金は金2万円より金3万円とする。詳細はその都度理事会に諮り決定する。
第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。	
2 本組合は、加入の申し込みがあったときは、理事会に於てその諾否を決する。	

(加入者の出資払い込み及び加入金)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払い込みをしなければならない。ただし、持ち分の全部又は一部を継承することによる場合は、この限りでない。

2 前項本分の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は、総会において定める。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有するものの1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でなければならない。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、且つ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員

(2) 出資の払い込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員

(3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員

(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(6) 定款第14条の規定に違反した組合員

(組合員以外の使用制限)

第14条 組合員は、本組合より便宜供与を受けた砂浜を、組合の承認を得ず他の者に、いかなる方法を持っても使用させてはならない

(脱退者の持分の払い戻し)

第15条 組合員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第16条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第17条 本組合は、その行う事業の費用(使用料又は手数料を持って充てるべきものを除く。)に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及びその方法その他必要な事項は、総会において定める。

第7条 定款第10条による譲渡地位の譲渡は理事会に諮るものとする。

(1) 本条による譲受者は評価額の3割以下で理事会において定められた金額を組合に納入するものとする。

(2) 譲渡者の今までの営業場所は消滅するものとする。

(3) やむを得ず譲渡する場合、なるべく逗子市在住者を選び、その他は定款第9条及び規約第6条を適用する。

第8条 組合員相互における位置交換は定款第10条及び規約第7条を適用する。

2 休業等により使用しない海岸砂地については、前項にかかわらず、事前に理事会の承認を得て当該年度内に限り、自己営業店舗と場所を交換して営業することができる。

第9条 自己営業店舗以外の客の呼び込み又は、争奪等組合員の信用を失墜する行為をした者は、理事会にて適当な処置を諮る。ただし、やむを得ない場合は定款第13条又は第20条を適用する。

第11条 組合員は次に掲げる行為を行ってはならない。違反者は理事会において適当な処置を諮り、やむを得ぬ場合は、総会に諮り定款第13条又は同第20条を適用する。

(1) 組合員相互の経済的圧迫行為及び妨害行為。

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行為。

第12条 配電線、水道本管及び使用料を定款第16条により組合員より徴収する。

第13条 本規定は組合員の模範行為並びに組合の役職員を3年以上勤続者に対し表彰を行う。

2 表彰は毎年一回原則として通常総会に行う。ただし、該当者がいない場合はその限りでない。

3 役職員並びに組合員にて特別功労者表彰の場合は理事会において審査のうえ総会決定とする。ただし、特別功労者以外の表彰は理事会において審査決定する。

4 本規定の資金は特別会計(特別積立金)とする。

(出資口数の減少)

第18条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第15条(脱退者の持分の払い戻し)の規定を準用する。

(届出)

第19条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び名称(法人たる組合員にあっては、名称及びその代表者名)又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 資本の額又は出資の総額が1千万円を越え、且つ、常時使用する従業員の数が50人を越えたとき

(過怠金)

第20条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、且つ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第21条 出資1口の金額は、100円とする。

(出資の払い込み)

第22条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第23条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利15%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第24条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、1円未満のは数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第25条 役員の数等は、次のとおりとする。

- (1) 理事 7人以上11人以内
- (2) 監事 1人又は2人

第14条 組合員に慶弔がある場合、下記祝儀、見舞いをする。

- 2 組合員結婚。
- 3 組合員死亡。
- 4 組合員の父母、配偶者死亡。

第15条 浴客に事故あるときは常務理事会に諮り見舞金を贈ることができる。

第16条 貸船の発着場所は別図面による。

第17条 陸上及び海上の警備については官庁と連絡のうえこれを施行する。

第18条 組合納入金は、毎年度3月に営業受け付諸費、各予納金、7月に整地、建設諸資材料金。8月に指定負担金、清掃費、水道関係費、電気関係費とその他の費用とし、その都度明示した月日までに必ず納入すること。ただし、未納者は理事会にて適当な処置を諮り、3年間経過した者は定款第13条又は第20条を適用する。

第19条 組合員が組合から海岸砂地(組合の有する水道・電気設備を含む)の便益供与を受けた場合は、次のとおり使用しなければならない。

(1) 本条砂地の使用者は、当該組合員に限るものとする。

(2) 組合員は、本組合より便益供与を受けた砂浜を、組合員以外の第三者に使用させてはならない。

(3) 組合員は、本条砂地に設置する営業仮設店舗その他の施設を他に使用させてはならない。また自己に定められた砂浜区画外の営業行為、設備設置行為を行ってはならない。

(4) 組合員が特別の事情があつて本条砂地もしくは同地上の仮設店舗等の施設を第三者に使用させる場合は、年度毎に組合に届出、事前に理事会の許可を受けた上でなければ使用させることができない。

(5) 組合理事会は本条第4項の許可を求める届出があつた場合その事情の有無を調査し、原則として当該組合員の配偶者及び直系親族もしくはこれに準ずる者以外は許可しないものとし、また本項に該当する者でも暴力行為等組合の信用を失墜するおそれのあると認められる者は、絶対に許可しないものとする。

(6) 組合は、本規約第5条、第9条、第11条、第19条1項、2項、3項、第20条、第21条、第22条に定める違反行為を監視するため調査員を委嘱することができる。組合員はその調査員の調査に協力しなければならない。

(7) 組合員が本条第1項、2項、3項、4項に違反する行為をした場合、組合は直ちにこの除去を命じ、また、調査員に非協力と認める場合を含み、これに従わない組合員に対しては定款第13条又は同第20条を適用する。

第20条 組合員は本組合の事業を妨げる行為を行ってはならない。

第21条 組合員は組合から貸し付け金を受ける場合、組合員1名の保証を必要とする。

第22条 毎年度3月に営業受け付けを行うが、やむを得ない理由により期日に間に合わない場合の最終受け付け日を3月31日と定め、以後いかなる理由にても受け付けを許可しないものとする。

(役員任期)

第26条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年
- (2) 監事 2年
- 2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員任期は現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、第2項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員として職務を行う。

(役員要件)

第27条 本組合の役員は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない

(理事長、専務理事及び常務理事の選任及び職務)

- 第28条 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事、3人を常務理事とし、理事会において選任する
- 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
 - 3 専務理事は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
 - 4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して本組合の常務を執行し、理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。
 - 5 理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

(監事の職務)

- 第29条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員忠実義務)

第30条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

- 第31条 役員は総会において選挙する。
- 2 役員選挙は、連記式無記名投票で行う。
 - 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときはくじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
 - 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
 - 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選としかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があったものをもって当選人とする。

第23条 別紙逗子海水浴場出店基準は、本規約と同一の効力を有する。本組合規約と逗子海水浴場出店基準の規約が抵触する場合は本規約を優先する。

(役員報酬)

第32条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問)

第33条 本組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第34条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

(職員)

第35条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の召集)

第36条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が召集する。

(総会招集の手續)

第37条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第38条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又はその他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる組合員の数は、4人以内とする。

(総会の議事)

第39条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の過半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第40条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第41条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第36条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第42条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) 1組合員に対する貸し付け（手形の割引を含む。）残高の最高限度
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第43条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 召集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 組合員数及びその出席者数
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決件数）

(理事会の招集)

第44条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、常務理事が、理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。

3 前2項の規定にかかわらず、理事は、必要があると認めるときは何時でも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。

4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を会日とする理事会の召集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会召集の手続き)

第45条 理事会の召集は、会日の7日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

(理事会の議事)

第46条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第47条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第48条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第49条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録については、第43条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第2項第5号中「(可決、否決の別及び賛否の議決件数)」とあるのは「(可決、否決の別及び賛否の議決件数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

(委員会及び部会)

第50条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を業務執行機関として部会を置くことができる。

2 委員会及び部会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会計

(事業年度)

第51条 本組合の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第52条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金(ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第54条及び第55条において同じ。)の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補にあてる場合を除いては、とりくずさない。

(資本準備金)

第53条 本組合は、加入金、増口金及び減資差益(第14条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第54条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を越える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることのできる。

(法定繰越金)

第55条 本組合は、第7条第1項第4号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越)

第56条 毎事業年度の利益剰余金(毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した額)に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したのち、第51条規定による法定利益準備金、第53条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第57条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を越えないものとする。

3 配当金の計算については、第24条第2項(持分)の規定に準用する。

第10条 定款第50条の規定に依る部門を下記のとおり定める。

更衣所、遊戯場、飲食店、売店、浮袋、ボート。

(1) 部長はその部を代表し、部会の決議を理事長に報告する。なお、重要なものは書面を以って報告し、理事会の召集を要請することができる。

(2) 理事長は報告事項中重要なものと認めたる時はこれを理事会に諮る。

(3) 部会の理事は部会を代表することができる。

(4) 部長は理事会に出席し意見を述べるることができる。

(損失金の処理)

第58条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第59条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与規定に基づき、職員給与総額の100分の1以上を職員退職給与のために引き当てるものとする。

本定款の改正は、第39回通常総会に於いて議決され、神奈川県指令須セ第30号・横須賀三浦地区行政センター第33号・平成元年4月1日付け改正認可

本定款の一部改正は、平成11年5月臨時総会にて議決され、神奈川県指令須商労第32号平成12年3月20日中小企業法第51条第2項の規定により認可

本定款の一部改正は、組合法改正により平成19年10月25日第58回通常総会において議決され、平成19年11月2日認可

本定款の一部改正は、平成20年10月29日第59回通常総会において議決され、平成20年11月7日認可

＜逗子海岸営業協同組合遊技場部会 規則＞

（目的）

第1条 この規則は、逗子海岸営業協同組合定款第50条により設置された遊技場部会について、必要な事項を定めるとともに、店舗内遊技施設による遊技及びライブ等の演奏等による営業によって海水浴客に娯楽を提供する店舗の設置、運営について必要な措置を講ずることによって、遊技場部会が近隣の住民や店舗と共存し、繁栄することを目的とする。

（会員）

第2条 遊技場部会員は、逗子海岸営業協同組合員の資格を有し、遊技場を営業する者によって構成される。

（部長）

第3条 逗子海岸営業協同組規約第10条第1号に定められる遊技場部会の部長は、逗子海岸営業協同組合理事長によって指名される。

（権利と義務）

第4条 遊技場部会員は、自己の店舗において、店舗内遊技施設による遊技及びライブ等の演奏等による営業を行うことができる。前記の営業にあたって、遊技場部会員は、本則を遵守しなければならない。

（店舗仕様）

第5条 ライブ等の演奏等による営業を行う場合、店舗は、景観を配慮した騒音対策を施し、店舗の天井、四方を壁で囲い、国道134号側に防音壁等を設けるものとする。また、内部に吸音材等を施し、演奏時に外部に大きな音が漏れない構造とする。

（平成24年一部改正）

（営業時間）

第6条 営業時間は、ライブ等の演奏等は20時15分までとし、通常の営業は20時30分までとする。

2 店舗の営業時間は、店舗内に案内を告知し、利用者に周知するものとする。

3 遊技場部会は、海水浴場開設当初時期及び繁忙期の土日等、必要に応じて巡回を行い、店舗に営業時間の徹底を呼びかける。

（平成25年一部改正）

（営業時の音量の注意）

第7条 店舗は、近隣住民の迷惑、または近隣の他の店舗の営業妨害とならない音量での営業を行うこと。

2 ライブ等の演奏等による営業は、音量の調節が容易な形で行うものとし、苦情発

生時の対応がしづらい音量の調節が難しい楽器（ドラム、太鼓等の打楽器、トランペット、サクソ等の管楽器等）や苦情が発生しやすい音楽（トランス等）の使用をできるだけ避けるものとする。

（平成 24 年一部改正）

（ライブ等の演奏等による営業に伴う事項）

第 8 条 店舗は、公演の予定と公演責任者の連絡先が明記された「公演申請書及び誓約書」を遊技場部会に提出し、遊技場部会の定めるルールに則り公演を行うものとする。

2 店舗は、退場時、利用客が騒がずに速やかな帰宅をするように案内を告知するとともに、促すようにする。

3 店舗は、利用客の車で来場の自粛を呼びかけるものとする。もし、利用客が車で来場した場合には、駐車場を案内し、路上駐車を行わないよう伝えるものとする。

（平成 24 年一部改正）

（苦情発生時の対応）

第 9 条 店舗は、苦情が生じた場合、直ちに苦情が生じなくなる措置を取れるようあらかじめ連絡・実施体制を整備し、連絡先等を遊技場部長に報告するものとする。

2 店舗は、苦情が生じた場合、速やかに音量を下げる、消す等の直ちに苦情が生じなくなるような措置を施すとともに、苦情者への対応を行うものとする。

（勧告及び命令）

第 10 条 遊技場部長は、苦情がたび重なる、又は苦情対策を取らない店舗に対して改善するよう勧告を行うことができる。また、その勧告に従わない場合は、ライブ等の演奏による営業を停止させ、さらに従わない場合は、遊技場部会からの除名をすることができる。

附則（平成 18 年 4 月 1 日）

（施行期日）

1. この規則は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附則（平成 19 年 2 月 19 日）

（施行期日）

1. この規則は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附則（平成 23 年 2 月 24 日）

（施行期日）

1. この規則は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附則（平成 24 年 3 月 9 日）

（施行期日）

1. この規則は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

（施行期日）

1. この規則は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

逗子海水浴場出店基準

逗子海岸営業協同組合同規約第 23 条の規定により、次のとおり逗子海水浴場出店基準を定める。

平成 25 年 月 日

1. 店舗等の出店に伴う設置の適用範囲は、逗子海岸営業協同組合同規約に定めるもののほか本出店基準による。
2. 設置期間は、指定された許可期間とする。
3. 設置許可期間が満了した場合、速やかに施設の全てを撤去し、現状に回復しなければならない。
4. 営業種目及び内容は、次のとおりとする。
 - (1) 更衣所…更衣、休憩業務
 - (2) 遊技場…店舗内遊技施設による遊技及びライブ等の演奏等による営業
 - (3) 飲食店…軽飲食及び主食の調理販売
 - (4) 売店…物品類の販売
 - (5) 浮袋…うきわの貸出し
 - (6) ボート…ゴムボート
 - (7) その他
5. 遊技場を営業する者は遊技場部会に入会し、その規則に従うこと。
6. 出店経営は名義人自らがあたり、名義の又貸し及び代理経営は絶対にしてはならない。
7. 出店に伴う建築物の構造は平家建とし、許可を受けた以外の建築をしてはならない。
8. 店舗内に、従業員以外の者を宿泊させてはならない。
9. 出店者は、法令、条例及び逗子海・浜のルールを遵守するとともに、他人に迷惑をかける行為をしてはならない。
10. 店舗の営業時間は 20 時 30 分までとする。ライブ等の演奏等による営業は 20 時 15 分までには終了すること。
11. 店舗は営業時間内であっても、近隣の住民、店舗に迷惑のかかるような騒音は出さないようにし、苦情等があった場合は速やかに対処すること。
12. 店舗内において BGM 等を流すことができる時間は 20 時 15 分までとする。また、スピーカーは屋内に設置し、外部に音が漏れないよう配慮すること。
13. 海水浴場開設期間中は、指定された時間以外の海浜地への車の乗り入れ及び駐車は行わないこと。
14. 出店しようとする者は、組合加入に伴う出店届兼誓約書を組合に提出し、その誓約事項を厳守することを保証人ともども誓約した者とし、毎年指定された期日までに次の書類を組合まで提出するものとする。
 - (1) 出店届兼誓約書
 - (2) 住民票及び印鑑登録証明書（共に 3 ヶ月以内に取得したもの。住民票は本人のみの記載で本籍地、続柄の記載は必要ない。）
 - (3) その他必要書類
15. 出店者は、従業員にも清潔感がある服装や丁寧な接客を心がけるよう、指導し実行させること。特にお客様に対し、威圧感のある服装や態度は慎むこと。

出店届兼誓約書

私は逗子海岸における出店に関しまして、次の事項を遵守し、明るく健全な海水浴場達成のため努めることを誓約します。また、誓約内容に違反する行為を行った場合、組合員の資格を剥奪され、除名処分を受けても一切異議のないことを誓約します。

1. 逗子海水浴場出店基準を遵守し、営業種目である_____業に専念し、許可を受けたもの以外の営業は一切行いません。
2. 出店許可満了日までに、全ての施設を撤去し、原状に回復します。
3. 出店許可区画以外に自動販売機等の営業用機器の設置及びサマーベッド・ビーチパラソル等による客待ちの事前展開はいたしません。
4. 自店から出た塵芥・生ゴミは指定された場所及び方法により排出します。
5. 店舗内において、BGMなどの音楽等を流す場合、スピーカーは建物内に向けて設置し、外部に音が漏れないようにします。
6. 出店に際しては、法令及び条例並びに組合定款・規約を遵守し、組合員として良識ある態度で営業を行い、組合及び海水浴場設置者である逗子市長に迷惑のかかることはいたしません。
7. 海水浴場開催期間中は、5時から8時30分及び17時30分から21時以外の海浜地への車両の乗り入れ及び駐車はいたしません。
8. 神奈川県及び逗子市の指導に従います。

平成 年 月 日

出店人 住 所

氏 名

印

電話番号

生年月日

年

月

日

上記出店人は、組合規約に基づく諸手続きを完了し、並びに保証人による保証のある組合加入者であることを証します。

逗子海岸営業協同組合 理事長 原 敦 印

逗子海水浴場設置者 逗子市長 様

新規・継続

平成 25 年度逗子海岸営業協同組合連絡先調書

平成 25 年 月 日

逗子海岸営業協同組合 理事長 殿

住 所 〒 _____
電 話 () _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 月 日

次のとおり出店したいので、申込します。

屋号	
場所	西 ・ 中央 ・ 東 番
営業種目	更衣所 ・ 飲食店 ・ 売店 ・ 浮袋 ボート ・ 遊技場 (ライブ) ・ その他
責任者	住所 氏名 電話 () FAX () 資格 (登録番号)
緊急連絡先 (緊急対応できる責任者)	昼間：氏名 電 話 () 携帯電話 () 夜間：氏名 電 話 () 携帯電話 () (連絡をする主な内容は、台風、火災、夜間の苦情等です。)

平成 年 月 日

海の家 _____ 様

逗子海岸営業協同組合理事長

警告書

次のとおり違反行為を確認しましたので措置を講ずるよう警告する。

日時 : 平成 年 月 日 時 分頃 _____

場所 : 逗子海岸 _____ 号
屋号名

件名 : _____

内容 : _____

逗子海岸営業協同組合事務所 電話046-871-3850

顛末書

平成 年 月 日

殿

逗子海岸営業協同組合理事長

屋号名

平成 年 月 日、 号で苦情となりました下記事項について
報告します。

場所(海の家名): _____

苦情の内容: _____

苦情の出た海の家へは、 月 日に警告書を発行しました。